

大分県における記録史料の保存・利用

—— その現状と可能性 ——

佐藤 晃 洋

はじめに

一九九五年一月一七日早朝、多くの人々の命と生活を奪った阪神大震災が発生した。この震災は、後世への貴重な遺産である記録史料や文化財にも多大な被害をもたらした。記録史料などの被災とその救助の状況については、被災史料の保全・救済活動のために結成された「阪神大震災対策歴史学会連絡会」、およびその窓口として開設された「歴史資料保全情報ネットワーク」の活動報告などによって知ることができ

る。

ところで、この活動状況を知るにつけ、被災地での活動の大変さに思いをはせるとともに、大分県における記録史料の保存・利用の現状について把握しておく必要を強く感じた。

そこで本稿においては、大分県における記録史料の保存・

利用の現状を考察し、今後の記録史料保存・利用の可能性についても考えてみたい。

一、記録史料の保存・利用の現状

(一) 史料所在調査と史料集刊行

大分県における古代・中世史料の残存状況は、比較的良好である。宇佐八幡宮(宇佐市)関係史料としては、到津文書・永弘文書・小山田文書・益永文書・宮成文書などがあり、柞原八幡宮(大分市)文書をはじめ県内各地の神社にも史料が若干保存されている。また、鎌倉時代当初の大友能直が豊後国守護職を得て以来代々これを世襲した大友氏に關係する史料が、県内各地の旧家などに多数伝来している。これらには、大分県内の荘園・公領などに関する史料も多数含まれている。これらの史料は、大分県史料刊行協力会・大分県教育委員会

編『大分県史料』（全三七巻、昭和二七―五七）、田北学編『増補訂正編年大友史料』（全三三巻、別巻二冊、昭和三七―五四）、竹内理三監修・中野幡能編『宇佐神宮史 史料篇』（二〇巻予定、昭和五九―）、渡辺澄夫編『豊後国荘園公領史料集成』（八巻一二冊、昭和五九―平成七、索引二冊刊行予定）などとして公刊されている。ただし、これらの史料集の編纂に際しては、史料の筆写・写真撮影による収集が中心であり、各編集者が収集したものが閲覧できるということはない。

このような古代・中世史料の状況に対して、近世史料の場合には様相を異にしている。近世の大分県は中津・岡・臼杵・杵築・日出・府内・佐伯・森の八藩と熊本・延岡・島原の飛地領、日田を中心とする幕領、旗本の時枝領、宇佐宮神領などが入り交じるといふ、いわゆる小藩分立の状態にあった。そのため、藩政史料をはじめ地方文書など県内各地に散在しており、総体の把握が難しいものとなっている。

大分県下全域におよぶ近世史料の所在調査は、昭和四一年度文部省科学研究費（各個研究）交付金による「大分県における近世庶民史料の調査研究」（代表渡辺澄夫）において開始さ

れた。この調査結果の一部は、『大分県地方史』（大分県地方史研究会発行）において「大分県近世庶民史料目録」（一―五）として発表されている。また、調査された史料の一部は、大分県地方史研究会による『大分県地方史料叢書』（既刊二一冊、昭和三八―）の中に盛り込まれ公刊されている。

続いて、大分県立大分図書館が各地域に調査員を委嘱するという形式で、昭和四五年から所在調査が始められ、昭和五三・五四年度に『大分県郷土史料所在調査目録（近世史料の部）』として報告書二冊が刊行されている。内容的には概略調査であり、調査員の個人的な写真撮影などは除き写真撮影などによる史料収集はおこなわれていない。しかし、県下全域の近世史料の所在の大概がある程度把握でき、本格的な所在調査を開始する基礎ができたといえる。

また、国庫補助事業「古文書等緊急調査」などによる史料調査もおこなわれている。大分県教育委員会が国庫補助事業「古文書等緊急調査」として、昭和四七年度から二か年わたって、宇佐市到津文書・小山田文書の古代から近世までの調査をおこなっている。この調査結果は、『到津・小山田文書目録』『到津近世文書目録』として報告書が刊行された。

昭和五一年度からは三か年にわたり佐伯市教育委員会が国庫補助事業「古文書等緊急調査」により「佐伯藩史料」（佐伯市所蔵）などの調査をおこない、『佐伯藩政史料目録』を刊行した。そして、平成二年度から二か年にかけて杵築市教育委員会が国・県の補助を受けて杵築藩関係古文書調査事業を実施し、『杵築藩関係古文書調査報告書』を刊行している。これらの調査に際しては、調査者による写真撮影などもおこなわれてはいるが、一般公開できるという状態にはなっていない。

これらの公的な史料所在調査とは別に、個人的に研究者がおこなっている調査もある。その調査結果は、史料集などとして公開されれば一般利用も可能であるが、その場合でも史料群全体が史料集に編まれることはあまり多くない。

(二) 『大分県史』編纂と史料調査

『大分県史』以前の大分県全体の通史として、渡辺澄夫『大分県の歴史』（昭和四六、山川出版社）、渡辺澄夫総監修『大分の歴史』（全一〇巻、昭和五一―五四、大分合同新聞社）などがあった。また『大分県史』以後に大分県の歴史に関する書籍として、『日本地名大辞典 大分県』（昭和五五、

角川書店）、『大分県風土記』（昭和六三、旺文社）、『大分歴史事典』（平成二、大分放送）、『日本歴史地名大系 大分地名』（平成七、平凡社）などが出版されている。これらの書籍編纂における史料調査・収集などは、執筆者個人に委ねられていた場合が多い。そのため、書籍は完成しても、その基となった史料は一般の共有財産とはなりえていない。

さて、『大分県史』は、平成三年三月、二一巻目にあたる方言篇を刊行して完結した。『大分県史』は、先史二、古代二、中世三、近世四、近代四、現代二、地誌一、民俗一、美術一、方言一という構成であった。県史編纂について総括した『大分県史編纂のあゆみ』（大分県、平成三）によれば、『大分県史』編纂にあたっては、『大分の歴史』全一〇巻の完結と前後して開始された事業であったこともあり、『大分の歴史』の二番煎じでは意味がないという課題を抱えていた、ということである。そこで、巻構成などの工夫は勿論のこと、新しい史料の探索という点にも力が注がれている。近世篇の場合、「編集の基本的視点」として、①藩領域ごとに論述する。藩主の伝記ではなく、藩体制の推移とのかかわりで民衆の動きに基本的な視座をおく。②各藩領の動きと幕藩体制全

体の変動との関連を常に視座にとらえておく。③藩領ごとの記載では地域に原点をおく。という三点が掲げられ、「藩政記録」などを求めて全国各地へという史料調査がおこなわれている。近現代篇の場合をみても、大分県では戦災などで失われていた『県会速記録』などを国立公文書館・国立国会図書館において調査したり、各省庁や他県の県立図書館などが収集していた史料、また地元において新たに調査し発見された史料などを活用して執筆されている。

このように新史料も多く発見でき執筆された県史編纂ではあったが、この場合の史料調査は時間的な制約などもあり、大まかな史料目録を作成し執筆に必要なと考えられる部分のみを写真撮影するというものであった。そのため収集した史料の写真などから史料群全体の考察をおこなうことはできない状況にあるといえる。とはいえ、写真として収集した史料の分量は膨大なものであり、県史が完結した今日、いかに保存し、活用できるものとするか、ということが大きな問題といえる。

(三) 市町村史誌編纂と史料調査

大分県には五八市町村がある。昭和四〇年代以降をみると、

これらのうち五〇市町村が史誌類を編纂しており、現在編纂中のものは四市町村である。『大分県史』編纂に前後して県内ほぼ全域で郷土の歴史に関心が向けられたといえる。しかし、このような市町村史誌編纂が史料調査・収集をともなうものとは限らない。執筆者による個人的な史料収集に頼った市町村史誌もあつたようである。史料調査・収集を市町村が主体的におこなった場合は、大まかな史料目録を作成し、写真撮影による史料収集を基本とし、撮影した史料写真類は市町村の資料として保管しているところが多い。この場合でも、これらの史料などの閲覧利用まで考えた事務処理をしている市町村は多いとはいえないという問題点がある。

また、市町村史誌編纂にともなう史料調査や収集の問題点として、それぞれの市町村に直接関係のない史料は収集されにくいということもあげられる。例えば、藩政史料の場合、史料群全体の写真撮影などをおこなうのではなく、市町村域の村名がでている部分のみを写真撮影するということが多くおこなわれているのである。そのため、収集された史料からでは藩政全体を見渡すことはできず、また史料群全体の考察をすることはできない状態にあるのである。

(四) 図書館等における史料の保存利用

大分県においては、平成七年二月、「大分県立図書館」の移転とともに、県立の史料保存利用機関として「大分県公文書館(以下、県公文書館と略す)」・「大分県立先哲史料館(以下、県史料館と略す)」が開館した。それ以前は、文書館・公文書館などに相当する県立施設は設置されていなかった。そのため「大分県立図書館(移転以前の名称は大分県立大分図書館)」が郷土資料室を設置し、図書館業務の一環として史料の保存利用機関の役割を担っていた。郷土資料室では、「府内藩記録」など藩政史料をはじめとして、地方史料や明治期以降の大分県行政史料などを収蔵していた。収蔵史料については、整理、目録作成、マイクロフィルム撮影による複製を順次おこなっており、閲覧利用に供していた。これらの所蔵史料のうち一部の特許史料を除き、行政史料のほとんどは「県公文書館」、近世を中心とした藩政史料・地方史料のほとんどは「県史料館」に、それぞれの開館にともない移管されている。そして、「大分県立図書館」郷土資料室にはこれらの史料のマイクロ製本が収蔵されており、閲覧利用できるとなっている。

大分県における県立の博物館としては、「大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館」と「大分県立芸術会館」がある。これらの施設においても、史料の収集・保管はおこなわれている。「大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館」は、宇佐・国東地方の歴史と民俗を中心に調査・研究、史料の収集・保管をおこなっている施設であり、その成果を展示などにより公開している。対象は先史・古代・中世が中心となっており、文書史料・埋蔵資料だけでなく景観・環境なども含めた史料保存活動をおこなっている。「大分県立芸術会館」は、近世・近現代美術を中心に史料の収集・保管、調査・研究、展示をおこなっている施設で、収蔵史料は収蔵品展などで随時紹介している。ただし、これらの施設では、収蔵史料の閲覧などは原則としておこなっていない。

また市町村立の図書館や資料館などの施設のなかには、史料保存利用機関としての機能を有しているものもある。それらの機関では、例えば、日出町立萬里図書館の『日出町立萬里図書館所蔵郷土資料目録』(昭和四八)、別府市立図書館の『郷土資料目録』(昭和五二)、竹田市立図書館・竹田市立歴史資料館の『竹田市立図書館・竹田市立歴史資料館所蔵古資

料目録』（平成三）などのように、目録を刊行して所蔵史料の閲覧の便をはかっているものもある。あるいは中津市立図書館では『市令録』（全三巻、昭和五三―五五）や『惣町大帳』（昭和五〇―）など所蔵史料を史料集として刊行し紹介しているものもある。史料集の刊行としては、佐伯市教育委員会による『佐伯藩史料 温故知新録』（平成七―）もある。

これら以外に史料保存利用機関としての機能を持っているものとして、大学の研究室・附属図書館などもあげることができる。たとえば、別府大学においては、『所蔵文書編年目録』（別府大学文学部史学科、昭和四四―）の作成・刊行、史料集（附属博物館、昭和五八―）の刊行などもおこなわれ、所蔵史料の紹介をおこなっている。

このように、文書館・公文書館ではなくても、史料保存利用機関としての機能を持っている施設はあり、史料の保存利用もそれぞれで考えていたといえる。しかし、それぞれにおける活動は個別のものであり、各々の施設の設備が十分なものばかりとはいえず、また史料などに関する情報の交換などもおこなわれているとはいえないがたい状況にあった。

二、記録史料の保存・利用の可能性

（一）史料保存利用のネットワーク

前述のごとく、県内各地に設置されている史料保存利用機関は、十分とはいえないまでも活動している。今後の課題として、個々の活動をいかにネットワーク化し、大分県全体としていかに史料の保存利用を進めるか、ということを考えていかなければならない。県内各地の各種史料保存利用機関などのネットワークが形成され、有機的に組み合わせられることによって、全体として記録史料の保存や利用をおこなう史料保存利用機構が成立することになるといえるのである。

そのためには、まず、記録史料の保存・利用に関する情報収集や情報交換などをおこなう機会が必要となる。そのような機会を提供しうる組織のひとつが「大分県地方史研究会」といえるであろう。「文化財の調査・蒐集・保存」も研究会の事業として規約に規定されており、記録史料の保存・利用に関して研究会として取り組むことも可能であるし、取り組まなければならないともいえるであろう。研究会の会員は県下全域に居住しており、研究会が態勢を整えて記録史料の保

存・利用についての情報提供などを呼びかければ、県下全域の情報収集することもできるのではないだろうか。また、『大分県地方史』の紙面なども情報交換の場として、さらには史料保存利用のあり方についての議論の場として活用できるのではないだろうか。今後の「大分県地方史研究会」の重要な事業のひとつとなることを期待したい。

また、ネットワーク化という場合、例えば、設立二〇周年を迎えた「埼玉県地域史料保存活用連絡協議会」のような、県全体を網羅する史料保存利用の協議機構の整備・組織化が必要といえる。一朝一夕にできるものではなく、現在の大分県の状態を考えると簡単に組織化できるとは考えられない。しかし、史料保存利用の基本単位となっていくであろう市町村の地域文書館の設置がさらに難しい現状を考える時、史料保存利用の協議機構の組織化が急務といえる。家族や地域共同体のあり方など記録史料を取り巻く環境の変化の激しい現在、県内各地の各種史料保存利用機関や市町村の自治体史編纂事務局・文化財担当などの実務者レベルによる史料保存利用の協議機構を一日でも早く組織化し、貴重な歴史的遺産といえる記録史料を保存する方途を協議し実践していかなければ

ならないといえる。

(二) 史料保存利用のキーステーション

県内全域を対象とした史料保存利用の協議機構の組織化・ネットワーク化を考える場合、中心となる組織・施設が必要といえる。全国的にみると、文書館・公文書館などの史料保存利用機関が史料保存利用の協議機構の中心となっている場合が多い。大分県の場合、県立の史料保存利用機関といえば、「県公文書館」と「県史料館」がある。

都道府県立の文書館・公文書館は、組織母体である都道府県の行政文書の収集・保存・利用をおこなうという側面と、地域史料の保存・利用に携わらなければならないという側面をもっている。大分県の場合、諸般の事情があったのであろうが、県立の史料保存利用機関として「県公文書館」・「県史料館」の二施設が設立されている。収集・保存対象となる史料は、「県公文書館」が主に廃藩置県以後の大分県の公文書であり、「県史料館」がそれ以外の史料である。この二施設は相互補完しながら、組織母体である大分県の行政文書の収集・保存・利用をおこなうという側面は「県公文書館」が中心となり、地域史料の保存・利用に携わるとい側面は

「県史料館」が中心となって担うことになるのであろう。この意味では、すべての市町村に地域文書館を設置できるといふような条件が整っていない大分県の現状を考えると、当面は「県史料館」が大分県における史料保存利用の協議機構の中心とならなければならないであろう。

そこでここでは、「県史料館」そのものについてではなく、史料保存利用のキーステーションとしての可能性に焦点を絞り、考えてみたい。

まず、史料保存利用のキーステーションとしては、県内外に散在している大分県に関わる史料は、何らかの形で収集し完備する必要がある。現物史料の収集は機会があればということであり、原則として現地保存ができる状況にある史料はマイクロフィルム撮影など複製による史料群としての収集をおこなえばよいと考えられる。

そして、史料収集の前提として古文書などの私文書を中心とする記録史料の所在調査が必要となるであろう。館内にじつとして収集できる情報ではなく、積極的に史料所在調査を実施し収集しなければならぬ情報といえる。この調査は、県内各地の史料保存利用機関や地域住民の協力・連携のもと

に、継続的に実施することを考えていなければならない事業である。この事業を通じて、史料保存利用機関のネットワーク化も構想できるのではないだろうか。

この調査により得られた所在情報をはじめとする史料に関するさまざまな情報と、その情報をもとに収集された記録史料(複製物も含む)により、「県史料館」は歴史・文化の史料・情報センター、データバンクとなり、史料保存利用のキーステーションとしての第一歩を踏み出すことになるといえるであろう。「県史料館」に期待するものである。

(三) 地域総体としての史料保存

「県史料館」をはじめとして史料保存利用機関は、施設の所蔵史料の保存・利用を図るとともに、地域の史料にも気を配り、さらに地域の歴史的発展や現状を調査・研究できる施設でなければならないといえる。史料保存利用機関と地域・史料との係わりを考える場合、史料保存利用機関が地域住民とともに地域全体で史料を保存していく、という理念が必要であろう。史料の保存に関しては、現地保存の原則からいえば、基本は文書発生母体(個人も含む)であり、不可能な状況があれば物理的・心理的にできるだけ近い距離で保存すると

いうことである。史料の保存について考え運動していく場合、基本となる文書発生日体を巻き込んだものとならなければ、理念のみに終わってしまう。史料保存利用機関の職員は積極的に地域のなかに出ていかなければならないであろうし、地域の人々に施設へ積極的に来てもらい利用してもらおうような体制が必要といえるであろう。つまり、史料に関する展示や地域住民を交えた史料保存の講座・講演会などを開催し、記録史料の保存・利用についての理解を深めるような取り組みが必要ということである。その上で、史料の保存や利用のあり方について活発な議論がおこなわれなければならないし、保存のための実践がおこなわれるようになるといえる。

また、「大分県地方史研究会」をはじめ地域の歴史研究団体は、史料保存の重要性は認識しているはずなので、いろいろな機会を活用し、会員・非会員を問わず、記録史料の保存・利用について訴え考える場を設定してほしいものである。

むすびにかえて

記録史料の保存・利用に関しては、個人だけでできることではなく、また史料保存利用機関の活動や連携だけで十分と

いうものでもない。これまで継承され守られてきた人類共有の歴史的文化遺産である記録史料を、施設も地域住民も総体として、後世に継承していかなければならないという認識のもとで行動していかなければならない、と考えている。

考察を尽くせない点が多いが、大分県における記録史料の保存・利用について、現状及び今後の可能性について検討した。多々独断もあると考えるが、卑見を明らかにして、諸先生の御批判・御叱正をお願いするとともに、今後、記録史料の保存・利用について盛んに議論されるようになることを念願する次第である。

付記 本稿は、平成五年度国文学研究資料館史料館主催史料管理学研

修会(短期研修課程)修了レポートと、大分県地方史研究会近世史部会での報告を基礎にしている。御教示いただいた諸先生方に謝意を表します。

大分県地方史料叢書在庫のご案内

巻号	書名	会 員	会員外	備 考
1-1	豊後国村明細帳(1)			品切れ
1-2	豊後国村明細帳(2)			品切れ
1-3	豊後国村明細帳(3)	1,800	2,500	
1-4	豊後国村明細帳(4)	1,800	2,500	
1-5	豊後国村明細帳(5)	1,800	2,500	
1-6	豊後国村明細帳(6)			品切れ
1-7	豊後国村明細帳(7)	1,800	2,500	
1-8	豊後国村明細帳(8)	1,800	2,500	
1-9	豊後国村明細帳(9)	1,800	2,500	
2の上	豊後国郷帳(上)			品切れ
2の下	豊後国郷帳(下)	1,800	2,500	
3-1	豊前国村明細帳(1)			品切れ
4	元禄・天保 豊後国・豊前国郷帳			品切れ
5	佐伯藩温故知新録・古御書写、臼杵藩旧貫史			品切れ
6	豊前国旧県管地沿革記・豊後国各郡沿革記			品切れ
7-1	県 治 概 略(1)	2,500	3,000	
7-2	県 治 概 略(2)	2,500	3,000	
7-3	県 治 概 略(3)	2,000	2,500	
8-1	文化一揆史料集(1)	2,000	2,500	
8-2	文化一揆史料集(2)	2,000	2,500	
8-3	文化一揆史料集(3)	2,000	2,500	

☆在庫のある巻につきましても、残部僅少となっておりますので
お早くお求めください。